

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（高岡市決定）

都市計画の中保地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称	中保地区地区計画
位 置	高岡市中保・立野地区の一部
区 域	計画図表示のとおり
面 積	約23.9ha
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標 当地区は、高岡市中心部より南西約6.0kmに位置し、飛び市街地である西高岡地区のJR北陸本線西高岡駅の南側に広がる地区である。 当地区では、中保土地区画整理事業により、都市計画道路中保東西線や中保南北線の幹線道路や区画道路、並びに公園などの都市基盤施設の整備が進められている。また、近接して能越自動車道高岡IC（仮称）の設置が予定されているため、今後、急速に住宅や工場の集積が進むものと考えられる。 したがって、当地区では、土地区画整理事業等の効果の維持増進を図り、緑豊かで、良好な居住環境の住宅地、及び地域に根ざした工業地の形成を目指すものである。
	土地利用の方針 地区内を南北に流れる祖父川を境に、西側のブロックは既存集落を含め、良好な住宅地を形成する。 また、東側ブロックについては、既存の工業集積を活かし、周辺の住環境に配慮した工業地を形成する。
	地区施設整備の方針 地区内の道路は、幹線道路である都市計画道路中保東西線及び中保南北線を軸とし、それを補完する主要区画道路を土地利用との整合を図りながら適正に配置する。 また、適正な規模の街区を形成するために必要な区画道路を配置し、これらの道路を土地区画整理事業により整備する。 さらに、地区内に公園を設け、生活環境の維持・向上を図る。
	建築物等整備の方針 1 住宅地地区（A地区）は、用途の混在を防止するとともに日照等に配慮した、良好な低層住宅地を形成する地区とする。 2 住宅地地区（B地区）は、良好な中高層住宅の立地を図る地区とする。 3 JR北陸本線沿線及び都市計画道路中保東西線沿線（祖父川右岸）地区（C地区）は、周辺の環境を維持できる範囲内での店舗や事務所の立地が可能な地区とする。 4 工業地区（D地区）は、既存の工業集積を含めて工業の利便性の増進を図る地区とする。

2 地区整備計画

地区 整備 計画	地区の名称		中保地区 A 地区
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積		約 5.9 ha
	地区施設の配置及び規模	道 路	区画道路（幅員 6 m～9 m）計画図表示のとおり
		公 園	1ヶ所（約 0.22 ha） 計画図表示のとおり
	建築物等に関する こと	建築物の用途制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 （1）建築基準法別表第二（ろ）項に掲げる建築物 （2）次に掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 150㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） ①物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店 ②銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗 その他これらに類するサービス業を営む店舗 （3）自動車庫で床面積の合計が 300㎡以内のもの又は都市計画として決定されたもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
		建築物等の高さの 最高限度	10メートル
（注） 1 用途制限は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）の規定の例による。 2 高さの算定は方法は、建築基準法施行令第二条の規定の例による。			

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

理 由

本地区において、道路・公園等の地区施設を適正に配置するとともに、用途の純化、住環境の保護を図るため、地区計画を本案のとおり決定するものである。

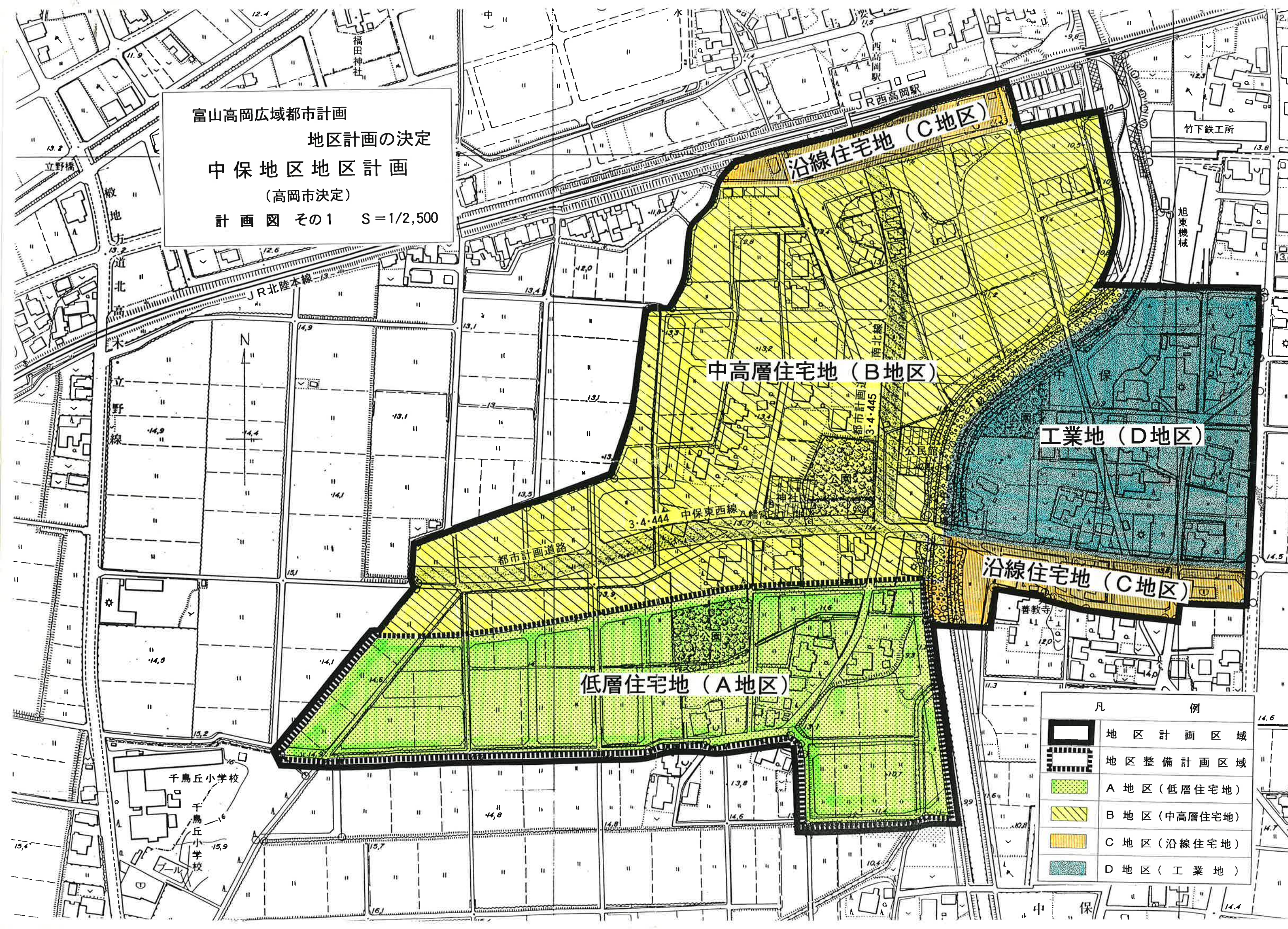
富山高岡広域都市計画

地区計画の決定

中保地区地区計画

(高岡市決定)

計画図 その1 S=1/2,500



凡 例

	地区計画区域
	地区整備計画区域
	A地区(低層住宅地)
	B地区(中高層住宅地)
	C地区(沿線住宅地)
	D地区(工業地)